

<報道発表資料>

令和 7 年 4 月 3 0 日
京都市伏見区役所地域力推進室

令和 7 年度伏見区区民活動支援事業の募集

伏見区では、自分たちの地域を暮らしやすい魅力あふれるまちにしていけるため、区内でまちづくり活動を実施される団体・グループに活動経費の一部を支援する「区民活動支援事業」に取り組んでおり、令和 7 年度の対象事業を募集します。

詳細については、伏見区役所・深草支所・醍醐支所・神川出張所・淀出張所等にて配布又は区ホームページに掲載する募集案内を御覧ください。

【概要】

- 対象事業 伏見区内で実施する事業で、地域課題解決につながり、広く区民に開かれた取組について、特に新たにまちづくり活動を実施する団体・グループが実施するものを対象
ただし、学区まつりや学区民体育祭など地域で既に恒例となっている事業、政治・宗教・営利（活動）を目的とした事業、公の秩序又は善良の風俗に反する事業等は支援対象外
- 対象団体 伏見区内で支援対象となるまちづくり活動を実施し、活動終了時まで責任をもって遂行できる団体・グループ
※同一年度における申請は、一団体・一グループ当たり一事業に限る
- 募集期間 (第 1 期) 令和 7 年 5 月 1 日(木)～ 6 月 3 0 日(月)
(第 2 期) 令和 7 年 7 月 1 日(火)～ 8 月 2 9 日(金)
- 事前相談 申請事業の内容や申請書の書き方について、相談に応じていますので、事前に御相談ください。お越しの際は、事前に電話で活動区域の区役所・支所のまちづくり推進担当に訪問日時をお知らせください。※予約制、先着順
- 支援内容 チャレンジ・スタートアップ枠
上限 1 0 万円（必要事業経費の 5 分の 4 以内）
地域課題解決につながる、広く市民に開かれた取組を支援
※過去に伏見区区民活動支援事業の補助金交付を受けたことのある団体は、対象外
※同一団体への補助金の交付は、2 か年度が限度となり、2 年度目は、補助

率、補助金額が変更となる可能性があります。

- 選考方法 応募事業の書類審査等を行い、その審査結果を踏まえ、区長が採択事業を決定
- そ の 他 制度の見直しに伴う経過措置として、令和7年度の従来の一般枠、重点枠、小規模枠につきましては、令和6年度に採択された新規事業のみ継続申請を受け付けます。

<お問い合わせ、事前相談予約先、書類提出先>

伏見区役所地域力推進室まちづくり担当（TEL075-611-1144）

深草支所地域力推進室まちづくり担当（TEL075-642-3203）

醍醐支所地域力推進室まちづくり担当（TEL075-571-6135）

※申請書類は、電話で予約のうえ、活動区域の区役所・支所のまちづくり担当の窓口に出してください。

※募集案内や申請書類の様式は伏見区役所ホームページを御覧ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/fushimi/page/0000340441.html>

